

令和 2 年 6 月 26 日

第 23 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和2年6月26日
午後1時30分～午後16時10分
場所 出水市役所本庁4階 大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長	横峯 均	6番	久野 敏朗	12番	樋口 修
1番	重信 肇一	7番	松元 秀一	13番	大城 勝司
2番	脇田 博志	8番	花園 ハルエ	14番	澤田 泰之
3番	田下 勉			15番	平中 和徳
4番	小倉 幸夫	10番	田中 紀子	16番	榎木 美代子
5番	外園 優	11番	井町 和夫		

農地利用最適化推進委員

21番	中尾 義徳	25番	藺牟田 慶嗣	29番	坂上 茂信
22番	岩下 努	26番	富永 重満	30番	釜 義治
23番	岩元 慎太郎	27番	松元 浩文	31番	川畑 健男
24番	福本 悟	28番	澤田 みね子		

(2) 欠席委員

農業委員

9番 川内 三郎

その他出席者

吉岡、犬渕、大島、荒木、有川

会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第23回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は16人で定足数に達しております。

なお、9番 川内委員から欠席届が提出されています。川内委員の病状が心配されますので、私の方から連絡を取りたいと思います。

また、推進委員には全員出席をいただいております。

議事録署名委員を指名いたします。

1番 重信委員と2番 脇田委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 資料の3ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転です。

第1項。申請地は、野田町上名、田、他1筆、2,444㎡です。譲受人は、妻と共に農業に従事されており、現在は水稻等を耕作されています。許可後の面積は、15,938㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による申請です。

第2項。申請地は、野田町上名、田、1,694㎡です。譲受人は、農業に従事されており、現在は、水稻等を耕作されています。許可後の面積は、8,451㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による申請です。

第3項。申請地は下知識町、田、224㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている兼業農家です。現在は水稻を耕作されています。許可後の面積は、4626.41㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第4項。申請地は六月田町、田、2,899㎡です。譲受人は、子供たちと農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻を耕作されています。許可後の面積は、3,922㎡で、譲受人の規模拡大と、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

第5項、申請地は上鯖淵、田、ほか2筆、1,317㎡です。譲受人は、子供らと農業に従事されている兼業農家で、現在は水稻等を耕作されております。許可後の面積は、45,663㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止等による売買の申請です。

第6項。申請地は高尾野町大久保の畑、ほか1筆の2,202㎡です。譲受人は、農業に従事されており、現在は、水稻等を耕作されております。許可後の面積は、27,234㎡です。譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第7項。申請地は高尾野町柴引、畑、ほか3筆、合計4筆の695㎡です。譲受人は、家族で農業に従事されており、現在は野菜等を耕作されております。許可後の面積は、14,955㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買での申請です。

次に賃借権設定3年です。

第1項。申請地は、下大川内、田、1, 023㎡です。借人は、子供らと農業に従事されている兼業農家で、現在は水稲を耕作されております。許可後の面積は、3, 922㎡で、設定理由は、規模拡大と規模縮小による申請です。以上です。

議長 説明が終わりました。12番委員、16番委員、調査結果の報告をお願いいたします。

12番 12番です。6月22日、16番委員、23番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。私は、所有権移転第1項から第4項までを報告いたします。

所有権移転、第1項について。位置図は5～6ページを御覧ください。申請地は、青木茶屋から北東に位置し、許可後は、水稲を耕作されるとのことでした。現在も代掻きをしてある状態でした。6ページの畑にも除草剤を散布してあり、綺麗に枯れてる所でした。許可後は、甘藷を耕作されるそうです。

2項について、位置図は7ページをご覧ください。申請地は、青木地区にある消防団車庫の近くで現在も耕作中で水稲を作付けされるそうです。ここも代掻きをしてある状態でした。

3項について、位置図は、8ページをご覧ください。申請地は、米ノ津小を南に100mの所にあり、現在もカボチャを作付けしてありました。許可後もここにカボチャを作付けされるという事でした。

4項について、位置図は、9ページをご覧ください。申請地は、ニシムタの沖田のメインする所にあり、現在も水稲を作付けするために準備がしてあるという事でした。許可後も水稲を作付けされるそうです。以上、所有権移転第1項から第4項までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 はい、16番委員。

16番 16番です。調査員等については、先ほど12番委員が述べられたとおりですので、省略いたします。

私は、所有権移転第5項から第7項まで、賃借権設定第1項について報告いたします。

5項、位置図は、10ページでございます。北薩オレンジロードの出水の方の、出水クリーン産業がある所の南東に位置している所で、オレンジロードをまたいで、松尾線と大平線がある所です。松尾線の方のすぐ道の下でした。現在はなにも作付けしていませんでしたけれども、小さな川がオレンジロードをまたいでありましたので、水は大丈夫だろうなと思いましたが、〇〇〇〇番〇には、水は届かないだろうなと思うところでした。

6項。11ページです。申請地は、これもオレンジロードの近くでございまして、位置図をご覧いただけたら判ると思いますが、全2筆でございまして、畑を作られるそうです。

次に7項でございまして。7項は、高尾野中学校を南東に行った所でございまして、〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇と、その下の方にちっちゃい畑がございまして、2坪ぐらいの規模なんですけど、〇〇〇〇番〇の畑に、倉庫が建っていましたけれども、それは撤去するという事でございまして。

次に入ります。賃借権設定の3年ですが、大川内の447号線を行った所で、下の不動野自治会を通りまして、大川内の農協共同肥育豚センターの近くでございました。綺麗に草も払って、もう田んぼには水を引いてありまして、すぐ植え付け出来るような感じを受けました。以上、所有権第5項から第7項まで、賃借権の設定第1項については、農地法第3条第2項各

号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

1番 1番です。今の報告の中で、申請人の名前が全く出てこないですが、それでいいんですかね。

議長 最初、言われたとおり、ここに記載されていますから。ちょっと判りにくい、そういう事もありますけれども。みなさん方の方には、総会資料として、住所・名前等記載されておりますので、お目通ししながら事務局並びに調査員の報告等については、書類をお目通ししながら、各自確認をしていただきたいと思いますと思っております。他にございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可することと決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

2名の委員の除斥があります。資料18頁第13項の14番委員及び24頁使用貸借権の設定5年の第1項の13番委員です。

まず14番委員の除斥をお願いします。それでは、事務局の説明をお願いします。

(14番委員 退室)

事務局 議案第2号農用地利用集積について説明します。

資料は、18頁、農地利利用集積に係る賃借権の設定5年、第13項です。

平松上自治会、44歳、認定農家男性と和歌山県和歌山市の56歳、男性との再設定です。詳細は、お目通しください。

議長 事務局の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(「なし」と返事)

再設定ですので事務局の説明の通り適当と決定いたします。

(14番委員 入室)

13番委員の除斥をお願いします。

(13番委員 退室)

事務局 資料は、24頁、農地利利用集積に係る使用貸借権の設定5年、第1項です。

土地の表示、野田町下名〇〇〇〇-〇 田 474㎡。借人は、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇、認定農家です。貸人は、屋地自治会の85歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

議長 事務局の説明が終わりました。12番委員の調査結果をお願いします。

12番 12番です。調査日、調査員は先ほど申し上げましたので省略いたします。で審議した結果を報告いたします。

ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(「なし」と返事)

第4項、土地の表示、荘〇〇〇〇-〇 田 合計1, 444㎡。借人は、〇〇株式会社。認定農家です。貸人は、東辺田自治会の77歳、男性です。拡大による新規設定です。

第5項、土地の表示、荘〇〇〇〇-〇外1筆 田 合計1, 544㎡。借人は、〇〇株式会社。認定農家です。貸人は、阿久根市の52歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第6項から23第12項までは再設定です。詳細については、お目通し下さい。

続きまして、農用地利用集積に係る賃借権の設定30年です。第1項、土地の表示、美原町〇〇〇〇外1筆 畑 合計2, 400㎡。借人は、今釜西自治会、45歳、男性、新規認定農家です。貸人は、薩摩川内市の59歳、女性です。規模拡大による新規設定です。現地は、現在不耕作状態です。借人が果樹（みかん）を作付けするので、30年の長期にわたって借受けるものです。

続きまして、農用地利用集積に係る使用賃借権の設定2年です。第1項、土地の表示、武本〇〇〇〇-〇 田 776㎡。借人は、下中自治会、38歳、男性、認定農家です。貸人は、折尾野自治会の59歳、女性外1名。規模拡大による新規設定です。

次に、農用地利用集積に係る使用賃借権の設定5年です。第1項は、審議が終了していますので、25第2項、土地の表示、上鯖淵〇〇〇〇-〇外1筆 田 合計1, 076㎡。借人は、水俣市の64歳、男性、担い手農家です。貸人は、日当自治会の93歳、女性外1名です。規模拡大による新規設定です。

第3項、第4項は再設定です。詳細はお目通し下さい。

続きまして、農用地利用集積に係る使用賃借権の設定10年です。第1項、土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇 畑 465㎡。借人は、仮屋自治会、36歳、男性、認定新規就農者です。貸人は、連尺野自治会の76歳、女性。新規就農による新規設定です。借人は、今月の認定審査会で、認定新規就農者に認定され、主作物は花卉です。作物は「匂いヒバ」を作付し、花市場へ出荷する予定です。

続きまして、21第2項、土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇-〇〇外1筆 畑 合計2, 348㎡。借人は、第1項と同じ認定新規就農者です。

貸人は、東下り松自治会の64歳、女性。新規就農による新規設定です。

第3項、土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇-〇 畑 3, 711㎡。借人は、ウッドタウン自治会、35歳、男性、認定新規就農者です。貸人は、浦窪自治会の33歳、男性。新規就農による新規設定です。借人は今月の認定審査会で、認定新規就農者に認定され、前項と同じく「匂いヒバ」を作付し、花市場へ出荷する予定です。

第4項、土地の表示、高尾野町下水流〇〇〇〇-〇 畑 3, 506㎡のうち、1, 000㎡。借人は、東水流自治会、44歳、男性、認定新規就農者です。貸人は、東水流自治会の71歳、男性。新規就農による新規設定です。借人は、昨年8月の認定審査会で、認定新規就農者に認定され、貸人とは、親子関係になります。主作物は園芸、ミニトマトです。

第5項から27第7項までは、再設定です。詳細はお目通し下さい。

次に、農用地利用集積に係る使用賃借権の設定20年です。第1項、土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇-〇 畑 1, 053㎡。借人は、西下り松自治会、45歳、男性、認定農家です。貸人は、西下り松自治会の82歳、女性外1名。規模拡大による新規設定です。果

樹栽培のため、20年の長期使用賃借になっています。

続きまして、28号農用地利用集積に係る所有権の移転です。

第1項 譲受人、千間山自治会、45歳、男性、認定農業者。譲渡人、大阪府豊中市、62歳女性です。土地の表示、高尾野町柴引〇〇〇-〇 田 2,965㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項、譲受人、浦窪自治会、54歳 男性、認定農業者。譲渡人、東下り松自治会、70歳、男性です。土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇-〇 畑 137㎡です。移転理由は、受贈と贈与です。この土地の周囲は、譲受人の農地で、今回贈与での所有権移転がまとまったとのことです。

第3項 譲受人、東大野原自治会、30歳 男性、認定農業者。譲渡人、東大野原自治会、58歳、男性です。土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇〇-〇 畑 966㎡です。移転理由は、規模拡大と規模縮小です。譲受人と譲渡人は、親戚関係になります。

第4項 譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇(株)、認定農業者です。譲渡人、西大野原自治会、85歳、男性です。土地の表示、浦田町〇〇〇 田 1,886㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。この農地は、現在、譲受人が耕作している土地です。

最後に29号農地中間管理権の取得について、2件、2筆、総面積2,048㎡です。以上で、議案第2号農用地利用権集積計画についての説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。16番委員、審議結果の報告をお願いします。

16番 16番です。審議日時等については、先ほど12番委員が述べられたとおりですので、省略します。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」と返事)

ないようでしたら、調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と返事)

議長 議案第2号 農用地利用集積計画については、すべて適当と決定させていただきます。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項・編入の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の山林2筆と畑1筆の計3筆で4103㎡です。申請人は市内の農業者です。当該地を農用地区域に編入し、果樹経営支援対策事業の対策地としようとするものです。果樹経営対策事業とは、果樹の優良品目・品種への改植等や樹園地の整備等に関して助成を行う事業です。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 3番です。去る6月24日、5番委員、24番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、木牟礼集落を広域農道から東側に抜ける500mほど上がったところに位置し、みかんを栽培している農地でした。優良な農地で、適正に管理されており、今後も農地を適正に活動されますので、喜ばしいことであるということで、農用地区域への編入

は適当と判断しました。

議長 続いて2項、事務局説明をお願いします。

事務局 第2項・編入の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑1筆と田1筆の計2筆で12026㎡です。申請人は市内の農業者です。当該地を農用地区域に編入し、果樹経営支援対策事業の対策地としようとするものです。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 これもですね、申請地は木牟礼集落の広域農道から東側の山手を500mほど上がったところに位置し、ミカンを栽培している畑です。調査の結果、今後も農地として有効活用され、喜ばしいことであるため、農用地区域への編入は適当と判断しました。

議長 第3項、事務局説明をお願いします。

事務局 第3項・編入の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の山林で7589㎡です。申請人は市内の農業者です。当該地を農用地区域に編入し、果樹経営支援対策事業の対策地としようとするものです。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 これはですね、西下り松集落の広域農道から東側の山手を500mほど上がったところに位置し、ミカンを栽培している畑です。優良な農地で、適正に管理されており、農業経営の改善を図るためのもので、問題はないと思われまます。調査の結果、今後も農地として有効活用され、喜ばしいことであるため、農用地区域への編入は適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。ないようでしたら、調査員の報告により全件適当と決定してよろしいでしょうか。

それでは、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見につきましては、全件適当ということで決定いたします。

議長 引き続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 第1項の申請内容について説明いたします。申請地は、緑町の畑で477㎡です。申請人は、市内でパン工房を営む法人です。既存の駐車場では不足しているため、今回新たに駐車場（普通車12台分）を設置しようとするものです。土地改良地区外であり、農用地区域外の農地です。

市役所本庁から300m以内に位置するため、第3種農地の「300m以内農地」に該当します。また、隣接地である41番16は、平成30年3月に5条許可済みとなっており、現在は駐車場となっています。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。6月24日、7番委員、22番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。場所ですが、ここの出水市役所の、まあ西側にあたる場所です。現在の駐車場は、店の前にお客さん用の駐車場が数台とあと裏側に、業者さんを中心に車を止めるところがあると、いうふうなことで、まあ足りていないという状況でした。そこで、ただいま説明がありました、畑を駐車場として使用したいという風なことでした。ここのほ場が若干、道路より低く

なっておりまして、道路の高さまで土を持ってくると、表面は砂利を敷いていくとのことでした。排水等につきましては、道路側溝に流すとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はありませので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、2項は取下げです。3項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第3項です。申請地は、知識町の畑2筆で129㎡です。申請人は、市内の農業者です。次のページ第4項により、居宅を第三者が建築される計画があることから、当該地を取得し、73番の畑への進入路を確保しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。場所ですが、地図を見ていただきまして、鹿島保育園の隣の土地でした。この〇〇〇の畑、この部分の南側を通路として使うということで、奥にあります畑の〇〇〇及び〇〇〇、ここに入れるようにするとのことでした。まあ、通路は道路の高さに砂利を敷いて通路面としたいとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はありませので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第4項、事務局願います。

事務局 続いて、第4項です。申請地は、知識町の畑2筆で430㎡です。申請人は、市内の会社員です。当該地を取得し、居宅を新築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。場所は、41Pのものとはほぼ同じところですが。周辺は宅地がずっとありまして、ただ地籍図を見ていただきますと、〇〇〇畑の方の右側の方は畑になっているんですが、ほとんどもう耕作をしていない状態でした。境界の杭もしっかり打ってありました。汚水は下水道へ、雨水は道路側溝へ流すとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はありませので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第5項、事務局願います。

事務局 続いて、第5項です。申請地は、下知識町の田3筆と一体利用する山林の計4筆で1470㎡です。申請人は、市内で農業を営む法人です。当該地に、自社で生産しているお茶（グアバ茶）の屑を使って菌を培養し、キノコを栽培する施設を建築しようとするものです。申請地はいずれも土地改良地区内ですが協議済であり、〇〇〇番については農用地区域内農地であり、用途変更済みとなっています。10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、周囲50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。場所ですが、位置図を見ていただきまして、〇〇〇〇〇〇、この南側にあたるところです。今回建設されるものは農業用施設ですが、当初は規模をまだ大きくしたいというふうな考え方もあったとのことですが、まだ試験的な栽培とのこととここにありまして81㎡で施設を建てるとのことでした。希望によれば、この敷地内で規模を拡大していきたい

という考え方もあるようでした。ここの出入り口の関係ですが、地籍図を見ていただくと、この斜線部分の右側に〇〇〇 田とありますが、こことその隣の〇〇〇 山林ここのところが道路から約2mくらい高くなっておりまして、スロープ状にして出入り口にするというようなことでした。建設される施設ですが、田んぼと畑、ここの南側にあたる場所にキノコ栽培施設と、おがくず資材置場ということで、それぞれ資材置場につきましてはロープを囲って簡単な屋根のある施設にするとのことでした。農業用施設の排水等につきましては、南側に排水が通っておりまして、そこに流すということです。汚水については発生しないということで、トイレ等については設置をしないということで、従業員の方のトイレ等につきましては、隣にグアバ茶の製造工場がありますので、そこに行って用をたすというようなことでした。なお、キノコというのは、きくらげを今回栽培するとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はありませので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第6項、事務局願います。

事務局 続いて、第6項です。申請地は、福ノ江町の畑で1317㎡のうち461㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在の居宅が手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外であり、現在農用地区域からの除外手続き中です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。調査日等については先ほど6番委員が報告したので、省略します。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、6項44Pです。申請地は位置図をご覧ください。3号線の千鶴車両の信号から南側に向かった福ノ江公民館の近くでした。申請地の隣はですね、斜線部分の右側ですけど、今年の5月に5条申請したところでした。生活排水は合併浄化槽、U字溝を使い流れるとのことでした。雨水は、道路側溝に流れます。境界は周囲にフェンスをするとのことでした。造成はですね、道路から若干上がる程度で、現状のままで行うとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第7項、事務局願います。

事務局 続いて、第7項です。申請地は、向江町の畑2筆で432㎡です。申請人は、社会福祉法人の理事長です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外です。〇〇〇番及び〇〇〇番の一部については、都市計画用途地域内にあるため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当し、また482番の残りの部分については、農地の広がり10ha未満であり、都市計画用途地域から500m以内であることから、第2種農地の「市街地近接農地」に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。申請地は位置図をご覧ください。ホテルキングと上古市公民館の延長線上でした。なお近くにはですね、〇〇〇〇というお店がありました。5条の申請はですね、若干低いので、50cmほど埋めるとのことでした。地籍図ですけど、田んぼになっておりますので、多めに、高めに造成をするとのことでした。生活排水は下水へ、雨水は道路側溝に流れます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第8項、事務局願います。

事務局 続いて、第8項です。申請地は、本町の畑で568㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在賃貸物件で飲食店を経営しており、今回新たに自己の店舗を新設しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。申請地は位置図をご覧ください。新亀屋の信号をです、西ノ口交差点の方に向かって右手にあるところですが、その場所はです、ある宗教法人の目の前です。ほ場は道路より1.5mから1.6mの段差があるので、1.5mから1.6mの盛土を行って造成されます。生活排水は下水へ、雨水は道路側溝に流れます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第9項、事務局願います。

事務局 続いて、第9項です。申請地は、武本の田2筆で880㎡です。申請人は、市内の自営業者です。当該地を取得し、居宅及び自身が営む岩塩販売の店舗及び倉庫を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。なお、当該地は平成21年に譲渡人が農地法第3条にて取得しており、今回5条申請に至るまでの経緯を理由書に記載してもらっています。理由書の中身としては、当該地を3条取得後、2回ほど甘藷を耕作したが、大きい石が多くトラクターのロータリーを破損しかねなかったため、やむなく耕作を断念していたところ、今回譲受人から土地を売却してほしいとの相談があったとのことです。譲受人としては、現在インターネットでの岩塩販売をしておりますが、自身の店舗を新たに建築したく、当該地が国道沿いでトラックの出入りがしやすく、また現在住んでいる借家のすぐ近くにあったため、選んだとのことです。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。申請地は位置図をご覧ください。先ほどの8項の西之口交差点からのぼったところの右側に位置するところでした。その近くには、道路の左側にはコインランドリーがあるところでした。現地のところにはパインヒル不動産の看板がありました。申請地は道路より低いので、5、60cmの盛土をされます。それから、生活排水は、下水道へ流すとのことですが、現地まできていないとのことで、延長願を関係機関へお願いしたところ、話についてはそうです。雨水は、道路側溝へとのことでしたが、現状では詰まって、壊れていますので、少し離れている排水溝へ流すとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第10項、事務局願います。

事務局 続いて、第10項です。申請地は、上鯖淵の畑1筆と一体利用地として上鯖淵の宅地1筆の計2筆で362.66㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいであり、申請地を父親から借りて一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。申請地は位置図をご覧ください。地籍図のですね、5597-3の畑ですけど、その真向かいのところに土地改良事業の記念碑があるところです。現地はですね、現状のままでいいとのことで、現状のままで利用されます。生活排水は合併浄化槽を使います。雨水は、道路側溝へ流れます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第11項、事務局願います。

事務局 続いて、第11項です。申請地は、野田町下名の畑で1174㎡です。申請人は、大阪で発電事業を営む法人です。申請地は傾斜地で日当たりが良いため、今回太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 3番です。申請地は、JAの野田スタンドから西側に位置し、草とか良く刈ってある畑でした。ただ、この申請地の元の持ち主、親父さんが、今は野田の郷が西側の方にあるんですけど、こここのところに畑を、みかんを作っていたんですけど、ここに野田の郷を作るということで、みかんを伐採したところ、向こうの方に野田の郷が移転じゃないけど、建設されて、それ以来ずっと作ってなくて、持つ主さんが何年となく草を刈って、今までいたというふうなことで、野田の役場に本人さん曰く騙されたというようなことで、農地を有効利用したいというようなことで、地籍図にありますとおり、〇〇〇〇-〇・宅地、〇〇〇〇-〇・宅地とありますが、ここは全然段差があつてですね、〇〇〇〇-〇の畑の部分は全然周りに影響は無いところです。ただ、〇〇〇〇-〇というのが自宅なんですけど、こここの部分に下屋っちゅったらおかしいですけど、まあその車庫があるんですけど、ここを壊して購入しないといけないということで、それでもいいということで、自分たちはどうしても草を刈るのが大変ということで、大阪で発電事業をしている法人の方が目を付けてくれて、設置したいということで、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第12項、事務局願います。

事務局 続いて、第12項です。申請地は、高尾野町江内の畑で614㎡です。申請人は、市内の自営業者です。当該地を取得し、友人と集まり港で釣りをした際の休憩所として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 これはですね、〇〇〇〇がありますが、この申請地位置図のとおり、そのちょうど真ん前に家が引っ付いている状態なんですけど、少し、614㎡ということで、家をするにしてもちょっとオーバーするんですけど、分筆してもですね、なかなか変形しているような土地ですので、砂利土がいっぱい入っているというような土地ですので、これを残して分筆しても、有効利用できないと判断しましたので、許可相当と判断しております。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。9項についてですけれども、事務局から説明がございましたけれども、松岡さんという方が3条取得で今回5条であげられたと、まあその経緯等については、説明がござ

いましたけれども、不動産屋さんが3条で取得して農作物ができなかったという状況の中で出てきたという案件です。ございませんか。

1番 はい。

議長 どうぞ。

1番 1番です。9項のことですけど、周辺にまだ農地がありますけど、現状は農地のままですか。

7番 9理由書添付で申請されてますけど、理由書の中では、平成21年に3条取得され、現状に至ったわけですね。理由書によりますと、からいもを2、3年しておりましたと、そのときにはトラクターのロータリーの爪をやってしまうと、これはいかんということで断念したとこのことです。現状は耕作した形跡はなくて、田んぼに草が生えて、このままほっぽいておけば、生活に悪影響が出るのではというところでした。今回近くのアパートの方が、建屋を立てて駐車場を作るということで、衛生上良いのではないかとこのところでした。

議長 今、1番委員は、周囲に田がありますが、その状態はどうなっているかとの質問でしたが、どうですか。

7番 荒地と一緒にです。

議長 他にございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について説明いたします。申請地は、高尾野町大久保の田6筆です。登記地目は田、申請現況はうち3筆が原野、残り3筆が山林です。非農地となった年月日は平成5年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 3番です。申請地は、52Pにありますとおり、野平公民館の広域農道のすぐ傍が、〇〇〇〇と8と〇〇〇〇なんですけど、ここはもう孟宗竹が全面に生えている状態で、これを復元してもどうしようもないと、なんでこんなところが田だったんだろうか、というような場所でした。それと〇〇〇〇-〇と〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、これは原野でですね、なかなか原状回復するのが難しいと思われます調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 第2項、事務局をお願いします。

事務局 第2項について説明いたします。申請地は、高尾野町大久保の畑3筆です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は平成年月日不詳、土地改良地区外、用地区域外です。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日等については、3番委員が報告しましたので、省略します。位置は、高尾野支所と神酒造の間の向かい側に位置するところでした。そこにはですね、家が建っていて、小屋も建っていたんですが、その裏っかわが雑草に覆われていて、もう畑もなくて申請

どおりにですね、年月日が経過していると思われまますので、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 第3項、事務局お願いします。

事務局 第3項について説明いたします。申請地は、荘の畑2筆です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は平成年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。申請地はですね、国道3号線の春田建設、鶴荘学園の前あたり、3号線のあのあたりでしたが、クレーンですかね、仕出しをするお店があるところの隣に位置するところでした。そうとう広い場所でしたが、だいぶ大きな杉やら雑木に覆われていて、復元するには相当な準備で困難な場所になると、復元は難しいでしょうということで、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 第4項、事務局お願いします。

事務局 第4項について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の田2筆と畑1筆の計3筆です。登記地目はうち2筆が田、残りが畑、申請現況はうち2筆が山林、残りが通路です。非農地となった年月日はうち2筆は平成10年月日不詳、残りが昭和54年月日不詳となっており、それぞれ土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。現場はですね、木串公民館からもうってという説明をするには難しい場所ですね、現地はもう雑木やら大きな樹木で覆われていてですね、申請どおりの年月日は経過しているものと思われまますので、農地への復元は非常に困難な状態です。よって、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 第5項、事務局お願いします。

事務局 第5項について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑2筆です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は平成7年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。現地はですね、木串公民館からちよつとのぼったところなんですが、我々でもこういう所あまり行かないんですが、場所が分からないと思いますが、現地の方は非農地となつてから申請どおりの年月日は経過していると思われ、道路沿いに居宅が建っておりましたが、空き家となつていて、その空き家の上も竹林で覆われていて、手の付けようがないという状態でした。よって、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 第6項、事務局お願いします。

事務局 第6項について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。この場所もですね、木串公民館からのぼった所なんですが、現地としては、もう一緒のような状態でまあ手の付けようのない荒れた状態でした。大きな雑木や樹木で覆わ

れ、農地としての復元は困難であると思われまますので、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 第7項、事務局お願いします。

事務局 第7項について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。この案件もですね、木串公民館からのぼった所なんですけど、全てだいたい非農地証明にあがってきた土地は荒れ放題の土地で、農地への復元は難しいというような場所でした。よって、この第7項につきましても、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

25番 25番です。第2項ですが、これは登記について、登記地目は畑で、申請現況は宅地、そして非農地となったときは平成不詳ですが、これは年度からすればまだまだ新しいものだと思いますが、これは始末書とか顛末書はついていないんですかね。

事務局 事務局がお答えします。これは非農地の申請ですので、特段そういった始末書とか顛末書は添付されておりません。

議長 他にございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。議案第5号 非農地証明願いについては、全件承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○出水市都市計画審議委員の推薦について(会長代理の榎木委員を推薦 省略)

○令和2年度農地パトロールの実施について(事務局説明、省略)

○「人・農地プランの実質化」について(農政課説明、省略)

議長 以上をもちまして第23回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長 印

番 印

番 印